

令和5年度 上小阿仁村一般会計歳入歳出予算書補足資料

令和5年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)率が5%から8%へ引き上げられ、また、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされております。

(地方税法第72条の116)

令和5年度上小阿仁村一般会計当初予算における地方消費税交付金の社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

歳入歳出予算

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 25,051 千円

(歳出)

・老人福祉費(3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 老人福祉費) 106,248 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

目名	予算額	本年度予算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
老人福祉費	106,248	4,342	0	520	25,051	76,335